

## 住宅用火災警報器展示パネルの借用要領

標記について、効率よく運用するため、下記のとおり定めるものとする。

### 記

1. 借用できる団体は、都道府県消防主管課、市町村消防本部又は道府県婦人(女性)防火クラブ連絡協議会、市町村婦人(女性)防火クラブ連絡協議会とする。  
(個別の婦人(女性)防火クラブが借用する場合等は、当該市町村消防本部を通じて申し込みをするものとする。)
2. 借用期間は、実使用期間とし、最長 2 週間までとする。(なお、送付に要する期間は含まない。)  
ただし、その期間を超えることが予想される場合は、事前に日本防火協会の担当者と協議するものとする。
3. 標記パネルの送料は、借用する団体と日本防火協会が負担するものとする。  
例えば、同パネルを借用団体に送付する場合は、送料は日本防火協会の負担とし、借用団体が同パネルを返却する場合は、当該団体の負担とする。
4. 借用期間を終えた借用団体が標記パネルを返却する場合は、パネル内部の部品等の欠落の有無などを確認のうえ、日本防火協会に返却するものとする。